

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

平成29年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第11号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広
域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条（略） （1）—（3）（略） （4）（略） ア（略） （イ）（略） （イ）その養育する子（育児休業法第 2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。）が1歳6か月に達す る日（以下「1歳6か月到達日」 という。）<u>（第2条の4の規定に 該当する場合にあっては、2歳に 達する日）</u>までに、その任期（任 期が更新される場合にあっては、 更新後のもの）が満了すること及 び特定職に引き続き採用されない ことが明らかでない非常勤職員 （ウ）（略） イ・ウ（略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める 日） 第2条の3（略） （1）（略） （2）非常勤職員の配偶者（届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。以下同じ。）が当該非常勤 職員の養育する子の1歳到達日以前の いずれかの日において当該子を養育す るために育児休業法その他の法律の規 定による育児休業（以下「地方等育児 休業」という。）をしている場合にお いて当該非常勤職員が当該子について 育児休業をしようとする場合（当該育 児休業の期間の初日とされた日が当該 子の1歳到達日の翌日後である場合又 は当該地方等育児休業の期間の初日前 である場合を除く。）当該子が1歳	（育児休業をすることができない職員） 第2条（略） （1）—（3）（略） （4）（略） ア（略） （イ）（略） （イ）その養育する子（育児休業法第 2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。）が1歳6か月に達す る日（以下「1歳6か月到達日」 という。）までに、その任期（任 期が更新される場合にあっては、 更新後のもの）が満了すること及 び特定職に引き続き採用されない ことが明らかでない非常勤職員 （ウ）（略） イ・ウ（略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める 日） 第2条の3（略） （1）（略） （2）非常勤職員の配偶者（届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。以下同じ。）が当該非常勤 職員の養育する子の1歳到達日以前の いずれかの日において当該子を養育す るために育児休業法その他の法律の規 定による育児休業（以下<u>この条におい て</u>「地方等育児休業」という。）をし ている場合において当該非常勤職員が 当該子について育児休業をしようとし る場合（当該育児休業の期間の初日と された日が当該子の1歳到達日の翌日 後である場合又は当該地方等育児休 業の期間の初日前である場合を除く。）

2 か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が企業長が別に定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) （略）	当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が企業長が別に定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) （略）
（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が別に定める場合に該当する場合</u> （再度の育児休業をすることができる特別の事情） 第4条 （略） (1)―(6) （略） (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8) （略）	（再度の育児休業をすることができる特別の事情） 第4条 （略） (1)―(6) （略） (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。 (8) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。